

鶴岡八幡宮別当頼仲と二人の弟子について

伊 藤 恭 子

はじめに

鎌倉時代中期、鶴岡八幡宮（以下、鶴岡と略す）において六代別当に定豪が就任したのを契機に、以後の別当に頼助・政助・有助ら東密の高僧が相次いで歴任した。彼らは、京に連綿と相伝された東密の法流の嫡流を鎌倉に伝え、東寺長者となり、東大寺別当や醍醐寺院などを兼ねた。ここに、鶴岡は単なる幕府の祈願寺に止まらず宗教的格式においても随一の段階に至ったといえる。しかし、有助に至って鎌倉幕府が滅亡し、寺門僧覚助が別当に任じられたことで、幕府を失った鎌倉の東密は危機にさらされた。建武三年（一三三六）、再び東密僧の頼仲が別当に補任されて以後、鶴岡別当に限って言えば東密が独占する⁽¹⁾。

これは、既に先学の指摘するところで、鎌倉時代に築かれた鶴岡を中心とした鎌倉の東密の継承過程については、櫛田良洪⁽²⁾氏の大著があり、基礎的な研究としては、川上淳氏の論考がある⁽³⁾。しかし、この時期には鎌倉から幕府が移されるという大きな歴史が刻まれており、当然、鎌倉幕府とともに歩んだ色彩の濃い鶴岡の政治的・宗教的位置付けの変化も言及されて良いのではないかと考える。その点においては、法流自体の研究にとどまらず、当時の鶴岡の僧侶について、彼らの足跡を辿ることにより見えるものはないだろうか。

小稿は、有助において断絶するかに見えた東密の流れが南北朝時代・室町時代に広まる過程を明らかにしながら、鎌倉時代

からいかなる変容を見せたかに迫ってみたいと思う。そのために、当時、鶴岡に仕えた三人の僧が加任していき、いずれも東寺長者に就任したことに焦点をあて考えてみたい。⁽⁴⁾三人の僧とは、第十九代別当頼仲、その弟子で第二十代別当弘賢、同じく頼仲の弟子で祈祷に関して並ぶものなしと評された頼印である。

一 別当頼仲について

鶴岡第十九代別当頼仲は、『社務職次第』頼仲の項に「仁木次郎源師義子息」とあり、後に仁木僧止と呼ばれていたようである。仁木氏は、清和源氏足利氏流で、『尊卑文脈』の頼仲の部分には「少納言、僧止、若宮別当」とある。⁽⁵⁾甥にあたる頼章が足利氏の執事として、一門も各地の守護を歴任した時期に、鶴岡別当に二十年間在任するという廻り合せとなった。

『鶴岡社務記録』に記載される没年と享年より、頼仲の生年は文永三年（一二六六）となる。⁽⁶⁾彼が始めて資料に見えるのは、永仁三年（一二九五）三月一日から数々の法を伝授されたことが記された聖教である。⁽⁷⁾奥書には「於関東若宮下回廊奉傳授」⁽⁸⁾とあり、鶴岡若宮の回廊において伝授を受けたことが記されている。その後も五月から七月にかけて順に「不空羅索」「尊勝法」などを伝授されている。⁽⁸⁾また、同じ時期に鎌倉佐々目谷禅坊においては「毘沙門次第」等を書写していることがわかる。⁽⁹⁾始めは頼助に入室し授法しているが、頼助の没年は翌年である。⁽¹⁰⁾彼は佐々目僧正とも号したから、頼仲に鶴岡と佐々目谷の二箇所において法を授けたと考えられる。この時点の頼仲の僧階は権律師であった。⁽¹¹⁾また、同じ奥書の中に、頼助没後の永仁四年五月二五日付の題未詳聖教奥書があるので、入室の師の遷化から間もなく親玄より附法されていることなる。⁽¹²⁾その結果として三寶院伝法灌頂血脈にあるように、親玄の附法弟子として頼仲は、嘉元二年（一二三〇）十月、関東において職衆六口のもと、伝法灌頂を授けられたのである。⁽¹³⁾

それから三年後の徳治二年（一二三〇）七月二日、頼仲は権少僧都に任じられている。⁽¹⁴⁾徳治元年と二年は、師の親玄が東寺

長者であったので、その在任が影響していたと考えられる。⁽¹⁵⁾

鶴岡の別当職を預けられたのは、建武三年（一三三六）六月二十日のことで、この段階で実に七十一歳に達していた。⁽¹⁶⁾ 頼仲の前代は二品親王覚助で、鎌倉幕府が滅亡した元弘三年に社務職を預けられたが、鎌倉に下ることはなく、実際には覚伊が社務を代行していた。⁽¹⁷⁾ 幕府滅亡時の別当有助は北条氏一門であり、東密僧としても東寺長者として相当の立場を占めていたため、為政者としてその色彩を払拭しようとした結果、寺門僧であり皇族の覚助の任命に至った。ところが、中先代の乱をきっかけとして足利尊氏が翻り、京都へ上り九州へ敗走、年明けて勢力を盛り返し、東上の途上にある最中の六月、突然に覚助は解任され、頼仲が鶴岡の統括者となった。尊氏が実際に幕府を開くのは二ヶ月後であり、頼仲の補任は尊氏自身の下知によるのか、弟の直義であったのか定かではない。しかし、この社務職の交替は、鎌倉の寺院の状況をいち早く足利方に変えせしめたことは、足利一門の頼仲の任命ひとつを見ても明らかである。また、足利方の思いとして、頼朝が鶴岡を建立し、自らの血縁に繋がる僧侶を招来し祈祷を重ねる中に鎌倉幕府を開いた経過に自らを重ねた動きとも思われる。一度は危機にさらされた鎌倉の東密は、頼仲の任命により、再び繁栄の筋道をつけられたといえるのである。

別当職を預けられた頼仲は、六月二十九日から世上の祈祷のため鶴岡上宮に百日間参籠し、不動護摩・大威徳護摩・大般若経等多くの修法を行い、結願である百日目の十月十日、後醍醐天皇が入洛した。⁽¹⁸⁾ こうして、頼仲最別当就任後初の祈祷は「無雙効験」と賞賛されたのである。その年の十二月二十七日、頼仲は権僧正に任じられた。⁽¹⁹⁾ 彼の祈祷は、その度に優れた結果をもたらしたようで、その効験たるや「非及翰墨」ものであったという。⁽²⁰⁾ 翌四年正月五日、京都からの仰せにより正式に別当に補任された。⁽²¹⁾

正式な別当就任後、頼仲の東密僧としての位は徐々に加えられていった。「東寺長者補任」によれば、暦応二年（一三三九）の長者の最後に「僧正頼仲」と記され、時の東寺一長者であった成助の欄に彼が御影供を行った際、頼仲が執事を務めたことがみえる。⁽²²⁾ 即ち、この年に東寺長者の一人に列したことになる。⁽²³⁾ 東寺長者に関する記事は「社務記録」にも見え、三月十三日

に「東寺加任」し、同月十六日には正僧正に転じたとの記載がある。鶴岡別当就任三年を経て、早くも僧正と東寺長者の位を得たのである。「東寺長者補任」に、頼仲に関して「關東住号仁木僧正、親玄僧正灌頂弟子」と注記されていることに注意したい。先述の通り、頼仲灌頂の師・親玄もかつて東寺長者であり、關東に住したまま代官を京へ派遣した初めての人物であった。⁽²⁴⁾ 頼仲が補任されるまでの間に有助が鎌倉出身僧として東寺長者となっているが、彼は明らかに寺務のために京に下った時期がある。その記憶が京に残る中、代官を遣わした親玄の弟子・頼仲はいかなる行動をとるのかと、在京の僧侶たちに注目されていたのではなからうか。さらに、「鎌倉若宮」あるいは「鶴岡」の頼仲ではなく「關東」との表記には、鶴岡別当が關東東密の代表として補任されたことをも示唆しているよう。

ところが、東寺長者として頼仲は西下しなかったようである。その傍証といえよいか、翌年以降、「東寺長者補任」に頼仲の名は見えない。⁽²⁵⁾ この背景を考える素材として、翌年の十二月九日に「明年後七日御修法可參勤之由、繪旨御教書持下」されたが、これに⁽²⁶⁾ 応じなかった事件を挙げられる。後七日御修法とは、毎年正月八日の翌日から七日間に亘り、宮中・真言院において真言宗の長者が大阿闍梨として多くの伴僧をまとめ、大法を修する東密における最大の儀式といえるものである。創始者は宗祖空海であり、康正二年（一四五六）から長祿三年（一四五九）と明治初期の中断を除き、欠かさず修されてきた修法である。本来、東寺一長者が修するが、一長者に止む無き事態がある場合に二長者あるいは三長者が替わりに勤めるものである。暦応四年（一三四一）の後七日御修法の請僧交名に頼仲の名は見えない。⁽²⁷⁾ 要請があったものの、結果的に西下しなかったのである。

しかし、「社務記録」は、同年にも頼仲が大僧正に任じられた口宣が悉覚坊教玄により鎌倉にもたらされた⁽²⁸⁾ と記す。そして、翌年四月十五日、頼仲は大僧正位を辞退し、仲玄に譲る旨を朝廷に願い出、それは口宣の到来という形で認められた。⁽²⁸⁾ この仲玄とは、頼仲の鶴岡別当職を継承するのちの弘賢のことである。⁽²⁹⁾ これにより、頼仲は、別当在任中に後継者を暗に指名していたと推測できる。

この後の頼仲は、関東においても京都においても他の寺院を兼帯した様子はなく、以後は鶴岡にあって修法と附法に専念したようである。そうした中、頼仲が別当として補任した供僧には幾人かの傑出した僧がいる。後述する頼印を始めとして、頼印が小野・忍辱仙流を附法した俊誉は、貞雅から西院授法した西院流元瑜方の嫡流である。⁽³⁰⁾ また、珍誉は、頼印から西院灌頂並びに諸尊法を授法され、俊誉から忍辱仙流を受けている。⁽³¹⁾ 最後に、俊誉に附法した貞雅も頼仲が康永元年（一三四二）に補任しており、西院流と保寿院流の嫡流である。⁽³²⁾ また、先学では指摘されていないが、頼仲は後述する弘賢と頼仲を除いても鶴岡供僧十名に附法灌頂している。列举すると、頼智・頼恵・頼勝・巖季・頼兼・頼継・頼融・頼俊があげられる。⁽³³⁾ 鶴岡における法流の弘通に勤めた功績が大きいと理解されよう。

二 二人の弟子

(一) 弘賢について

頼仲の跡を継いだ弘賢は、足利氏傍流の加子氏の出身で、『社務職次第』には「加子七郎息」とある。⁽³⁴⁾ 即ち、足利一門による別当職の継承が行われたとしてよい。『尊卑文脈』には「加子七郎」も「弘賢」の記載もないが、加子氏は、関東公方・足利基氏の代から少なくとも満兼の代に至るまで在府奉公していたという。⁽³⁵⁾

さて、弘賢は、応永十七年（一四一〇）に八十五歳で示寂しており、⁽³⁶⁾ 逆算すると生年は嘉暦元年（一二二六）となる。前節でも触れた通り、当初は仲玄と名乗っていた（便宜上、以下弘賢とする）。始め頼仲に入室したとあるゆえ、その折に「仲」の一字を授かったのであろう。頼仲は、自らの聖教を弘賢に書写させている。前節で永仁三年に頼仲が記したものを、暦応五年（四月改元・康永元年へ一三四二）から康永四年にかけて授けているのである。⁽³⁷⁾ この時の奥書に「権律師」とあるので、入室もさほど遡らぬ頃であったと考えられる。康永二年（一三四三）十月八日には、「仲玄律師伝法灌頂」とあり、鶴岡の新

宮坊にて伝法灌頂を授けられている⁽³⁸⁾。この後も、年代は不明だが、弘賢は醍醐寺第五十八代座主をつとめた後二条院の息・遍智院聖尊や醍醐寺密務法印と称した聖尊の正嫡弘顯から重ねて法を受け、さらに西院流を貞雅から相承した⁽³⁹⁾。以上のように、弘賢は頼仲の存命中から法の研鑽に努めていたのである。

弘賢は、前述した通り、頼仲大僧正の辞退による加任を約束されていたが、東寺三長者に列する宣旨が下されたのは康安二年（貞治元年・一三六二）三月二十二日、翌月、権僧正に任ぜられた⁽⁴⁰⁾。よって、頼仲の没後七年を経過している。翌年十月に「自⁽⁴¹⁾去年、在鎌倉兼職之条、不可⁽⁴²⁾然之間、被⁽⁴³⁾召⁽⁴⁴⁾所職了」ということで石山寺の杲守が任じられたが、貞治四年には月蝕の祈祷の賞で再び四長者に列し、この年に弘賢と改名した。翌年は二長者となり、「東寺長者補任」に「僧正弘賢七日法、執事若宮別當弘賢」とあるように、後七日御修法を一長者の光済にかわって大阿闍梨を勤めている⁽⁴³⁾。この結願の十五日に、内裏において東寺仏舍利の奉請があった⁽⁴⁴⁾。これは、東寺長者が後七日御修法の結願の日に空海招来の仏舎利の粒数を勘計し、さらにその一部が將軍や貴族の代表者・東寺長者など、極めて限られた人々に与えられる行事である。これに参内したのは一長者光済で、弘賢はこの儀式に参内しなかったが、光済に次ぎ一粒を請けている。

この後の弘賢は、東寺長者には列していないようである。やはり、鎌倉の寺務を残しての西下はかなりの労苦を伴うものであったろう。

既に指摘されているが、この後、弘賢は、応永七年（一四〇〇）に進止供僧を減らし別当が直接に推挙できる外方供僧を大幅に増加させるなど⁽⁴⁵⁾、鶴岡内部における別当を頂点とした組織づくりを試みた。さらに、関東護持奉行にもなり、走湯山別当を始め松岡八幡宮・月輪寺・鑊阿寺・大門寺・勝無量寺・雞足寺・箱根山・越後国国府寺・安房国清澄寺など数多くの別当を兼帯した⁽⁴⁶⁾。地方寺院も認められるものの、関東の有力寺院が目につき、ほぼ関東の範囲に止まるといってよいだろう。

弘賢は、前任の頼仲と次の点で異なっていた。それは、重受・修法のために上洛し、鶴岡に流れる法流の維持に努めたことである。頼仲もこれまで知られていたよりは多くの弟子の附法に努めた。しかし、東寺長者に名を連ねても後七日御修法のた

めに西下することはなかった。それに対して、弘賢は、二長者としての寺務に携り、法流の研鑽・拡大にも努め、頼仲をはるかに上回る多くの弟子を残した。その数は、三十余名にもものぼる。弘賢の別当在任五十有余年は、関東における東密の最有力寺院たる鶴岡の教相・時相のレベルを高い水準で安定させた期間といえる。

(二) 頼印について

さて、頼仲もう一人の弟子は鶴岡別当にこそ就任しなかったが、新宮別当となり、祈祷僧として名高い頼印である。彼は、康永二年（一三四三）十月九日、弘賢より一日遅れで頼仲から伝法灌頂を授けられた⁽⁴⁷⁾。そして、頼仲・弘賢に続き東寺長者に就任したのである。

頼印は足利一門の出自ではない。幼い頃に永福寺の別当道承に出会ったこと出家を遂げたという⁽⁴⁸⁾。暦応三年（一三四〇）十月に出家し、翌年四月に受戒、六月一日より頼仲に従い三寶院流の加行を始めた⁽⁴⁹⁾。そして、康永二年に伝法灌頂、翌三年十月二十四日、鶴岡上の壇所において二重三重印明を授かった⁽⁵⁰⁾。

観応二年（一三五二）八月に頼仲より鶴岡密乗坊供僧に補任され、応安元年（一三六八）十一月には執行となった。この時、同時に社家（別当）執事にも補されている⁽⁵¹⁾。

さて、僧官としては、文和二年（一三五三）二月二十八日に権律師（三十一歳）、翌年八月十八日に権少僧都（三十二歳）、同年九月に醍醐地蔵院流を悉く相承し、貞治二年、弘賢が東寺四長者に補せられた年には、法印に叙されたという⁽⁵²⁾。さらに、貞治五年に弘賢が後七日御修法を勤めた折、増益護摩の伴僧として参じている⁽⁵³⁾。

彼が東寺長者となるのは、永徳元年（一三八一）である。その年の東寺三長者隆源の条には「九月・頼印権僧正加任、于時在鎌倉後日長者僧正語云、執進鎌倉殿御舉狀間、自武家執奏之間、不及是非、御沙汰有勅許云々、傳聞長者僧正籌策也、頼印者為上首之間、長者権僧正忽轉正了、在國加任親玄僧正例也云々、其外古今無例歟」とある⁽⁵⁴⁾。頼印が在鎌倉

のまま権僧正となったのは九月のことで、この時の一長者隆源は、鎌倉殿である氏満が推挙しているのだから是非もなく勅許が出されるに至ったこと、これは長者僧正（宗助か）が謀ったことで、頼印は上首であるからすぐに僧正になるだろうが、在国のまま加任されるのは、親玄僧正以来のことであり、他に例がないと評された。当時の京の僧侶たちにも頼印がよく知られていたことが推察される。以後、「在鎌倉」と記される中、五年にわたり東寺二長者として名を連ねたのである。すなわち、弘賢と西下した後、頼印は関東を活動の範囲とし、それは京にまで周知されていたのである。鎌倉府の体制が確立されていく中で、鎌倉の寺院は、より鎌倉から関東に限られた範囲での活動へと変化したのであろうかと思わせる。

頼印は、弘賢同様に多くの供僧職を兼帯した。列挙すると、上野国榛名山・鎌倉明王院鎮守春日社・武蔵国太田庄慈恩寺・鎌倉永福寺・鎌倉久遠寿量院・鎌倉梅谷新阿弥陀堂・鎌倉日輪寺・伊豆願成就院となる。⁽⁵⁵⁾ 頼印の場合は、弘賢よりも鎌倉を中心とした寺院が多く、やはり関東に限られた範囲である。

特筆されるのは、頼印が一人の密教僧として多くの人々から信頼されていたということである。⁽⁵⁶⁾ 関東公方氏満を始め、有力な武家から小勢力の武家、在家の人々への祈祷・灌頂の話題は、「頼印絵詞」の殆どを占め、祈祷の効験に対する書状などは、「頼印絵詞」を裏付けるものといえよう。鶴岡別当ではない頼印が東寺長者に選ばれた「鎌倉殿御擧状」に至らしめた要因は、日頃の祈祷の効験による氏満の絶大な信頼に裏付けられたものといえる。

ところが、祈祷僧から目を転じ、頼印が附法した鶴岡の弟子は思いのほか少ない。俊誉（南蔵坊）・頼誉（同）・尋恵（林泉坊）・頼圓（同）・能賢（玉泉坊）ら五名に止まるのである。⁽⁵⁷⁾ この点では前者二人と異なるが、その中の一人、南蔵坊俊誉はさらに貞雅から西院流を重ねて相承し、十余人に西院流を伝え、武蔵国麻生王禪寺や同国品川妙行寺などの別当を歴任して西院流を大いに広めた。⁽⁵⁸⁾ その流れは中世後期の学僧印融に繋がる。さらに、俊誉の弟子の一人・珍誉は、鶴岡において西院流を十四名に附法した。即ち、数は少ないが傑出した弟子を輩出した点での功績は大きいといえる。

頼印は、鶴岡の新宮別当や出家執事・執行（応安元年から康暦元年まで十一年間）など供僧として多くの任務を果す一方、

弘賢同様、鎌倉の永福寺を始め多くの他寺を兼ねた。頼印が頼仲や弘賢と異なるのは、在国したまま東寺長者に補任され、しかも五年にわたり留任したことである。頼仲の弟子ではあっても、別当弘賢の在任中の長者補任は、氏満推挙あってこそのものである。しかし、初めて鎌倉に在した東寺長者親玄になぞらえて評されたことは、すなわち、鎌倉時代後期に引き続き、関東における東密の権威が認知されたことを改めて示すものである。

むすび

以上、拙い検討であったが、若干まとめておくと次のようになる。頼仲は、足利一門であるがゆえに七十歳という老齡で鶴岡別当に就任した。しかし、三寶院流正嫡で初めての在国東寺長者となった親玄より灌頂を受けていたことは、政治的条件に止まらぬ別当継承者として相応しい人物であった。自らの附法弟子のうち、一門である弘賢に別当職を譲るべく準備を進め、在世中に滞りなく譲った。頼仲の長者補任は短期間であったが、足利政権における鶴岡、そして幕府が京へ移り、鎌倉府が確立されていた鎌倉の東密における位置付けの根柢が内外に明かされた意味で重要であった。いうまでもなく補任の推挙・選定に際しては、鶴岡において行われた数々の祈禱の結果が力となったはずであろう。そして、頼仲の長者補任が、弘賢・頼印の長者補任に至らしめたといっても過言ではない。

弘賢は、頼仲が譲った全てを受け継いだ。第一に鶴岡別当、第二に時間的経過はあったが東寺長者である。東寺長者に関しては頼仲を越え二長者となる。彼は、さらに法流を重受、五十六年間の別当在任中に多くの弟子を育てた。頼仲と異なる点として、数々の別当職を兼帯したこと、それらが主に関東にとどまる範囲の寺であった。鎌倉時代の鶴岡の東寺長者が、醍醐寺座主や新熊野別当等を兼帯したことからは変化を見せている。これは、鎌倉府における鶴岡の位置付けからも後考の必要のある観点かもしれない。また、年代は定かではないが、醍醐寺の御影供が行われたときに弘賢が筆頭となり行われた記述も見え

る。⁽⁵⁹⁾ 鎌倉と京を往来する中で、頼仲の時代よりも鎌倉における鶴岡の地位を磐石なものに押し上げたといえよう。小稿は取り上げなかったが、弘賢の後を継承した尊賢の代に二十五坊は院号を称することが院宣により許される。弘賢の活動は、尊賢に繋がる上で重要な役割を果たしたといえる。

さらに、頼印は、鶴岡別当に就任することなく、鎌倉に在した状態で五年間、東寺長者の地位にあった。頼印の場合は、祈祷僧としての業績が強調されてきたが、その結果として、鶴岡新宮別当として親玄以来の在国の東寺長者に就任したことで鶴岡の権威の高さを改めて示したといえる。その点に限れば、鎌倉時代後期に築かれた宗教的権威の高さは失われていないといえてよいだろう。

南北朝時代から室町初期にかけて、三人の東寺長者が、鶴岡からほぼ間をおかずに輩出されたことは、鶴岡の権威が時代を経ても揺るがなかったことを示す。ただし、この権威の政治的背景の具体的検討には至らなかった。さらに、三人を通じたキーワードとなった東寺長者そのものの問題一つを取っても残された課題は多く、表面的な網羅に止まったことは否めない。諸賢の方々の叱責をお願いしたい。

註

- (1) 「鶴岡八幡宮寺社務職次第」(以下、「社務職次第」と略す)『群書類従』第四輯。なお、鎌倉時代の別当のうち定豪については上田叙代氏「鎌倉住僧定豪について」(『学習院史学』三十三号、一九九五年)があり、頼助に関しては吉田道子氏「鎌倉後期の鶴岡別当頼助について」(『史学』五四巻第四号、一九八四年)がある。また、鎌倉時代における別当の門流の発展については、湯山学氏「鶴岡八幡宮の中世的世界」(私家版、一九九五年)がある。
- (2) 櫛田良洪『真言密教成立過程の研究』山喜房仏書林、一九六四年
- (3) 「中世鶴岡八幡宮の血脈相承と法流の発展」(『史正』第八号、一九七九年)
- (4) 東寺観智院金剛藏本「東寺長者補任」(湯浅吉美氏「東寺観智院金剛藏本『東寺長者補任』の翻刻(下)」、『成田山仏教研究所 紀要』)

二二二号、成田山新勝寺、一九九九年。同氏「観智院に蔵する『東寺長者補任』の異本について」『成田山仏教研究所 紀要』一三三号、成田山新勝寺、二〇〇〇年。これまで、続々群書類従本が用いられることが多かったが、この本は、特に詳細な記述から構成されているため、注記がないものはこの観智院本を用いることにする。

- (5) 『尊卑文脈』第三篇
- (6) 神道大系神社編第二十『鶴岡』（一九七九年）
- (7) 「聖教奥書」金沢文庫所蔵『神奈川県史』（以下、『神』と略す）古代中世（2）一一七七号
- (8) 註（7）に同じ。加えて、同時期に書写した聖教で「一字金輪法」や「延命法」等がある（『金沢文庫古文書』第十〜十二輯 識語篇一〜三 一九六六〜一九六八年）
- (9) 『社務職次第』頼仲の項。
- (10) 「野澤血脈集」巻第二（『真言宗全書』所収）
- (11) 註（7）に同じ。
- (12) 註（7）に同じ。
- (13) 「伝法灌頂師資相承血脈」（『研究紀要』第一号、醍醐寺文化財研究所、一九七八年）ただし、『頼印大僧正行状絵詞』（以下、「頼印絵詞」と略す）は、頼仲の附法の師を鎌倉永福寺の別当で二条殿僧正と称された道承としている。道承は、関白良実の息で、地藏院僧正親玄の弟子であるが、頼仲の場合は、親玄からの相承ということで誤りないと考える。
- (14) 「任僧綱土代」（『続群書類従』第四輯上 補任部）
- (15) 「東寺長者補任」（『続々群書類従』第二 史伝部）
- (16) 『社務職次第』頼仲の項。
- (17) 『同』。
- (18) 『同』。
- (19) 『社務記録』建武三年十二月二十七日条。
- (20) 『社務職次第』頼仲の項。
- (21) 『社務職次第』および『社務記録』建武四年正月五日条。

- (22) 「東寺長者補任」。
- (23) 『社務記録』曆応二年三月十三日条、同年三月十六日条。
- (24) 続々群書類従本「東寺長者補任」。
- (25) 「東寺長者補任」。
- (26) 『社務記録』曆応三年十二月九日条。
- (27) 「東寺百合文書」(大日本史料 第六編之六)。
- (28) 『社務記録』曆応四年十二月六日条、二十四日条。
- (29) 「東寺長者補任」。
- (30) 「西院血脈」『統真言宗全書』。
- (31) 「鶴岡八幡宮寺供僧次第」(以下、「供僧次第」と略す)『統群書類従』第四輯下 補任部。
- (32) 「康永元年十月二日頼遍より西院流授法、僧都法印、號隆城寺」(「供僧次第」)。また「頼遍法印附法聖教傳給之摘弟(子)也」(「西院血脈」『統真言宗全書』)とも記す。
- (33) 『社務記録』、『供僧次第』、『金沢文庫古文書』
- (34) 『社務職次第』弘賢の項。
- (35) 山田邦明氏「鎌倉府の奉公衆」(『鎌倉府と関東』一九九五年、校倉書房、初出は一九八七年)。ちなみに、弘賢が別当在した時期の加子氏関連史料をあげておくと、『鶴岡事書日記』(『戸田氏史』史料編一)中に、応永七年三月条に御所八幡宮への社参の御幣使として加子三郎が、同年六月条に社務弘賢の子に「遠州加子殿」があることなどが見える。また、「頼印絵詞」に、応安六年(一三七三)八月、頼印の夢の中に加子修理亮氏兼が現れるという話がある。地位的には仁木氏には及ばないが、比較的、弘賢の身近で活動していたといえる。
- (36) 『社務職次第』弘賢の項。
- (37) 註(7)に同じ。内容としては、「曆応五年三月十九日 於雪下坊毘沙門次第奉伝授了」、「同年四月十七日 於鎌倉雪下今宮別当坊法伝授」、「康永二年六月一〇八日 於雪下坊法伝授了」、「康永四年六月廿日 千手法書写」等が見られる。
- (38) 『社務記録』曆応二年十月九日条。

- (39) 『社務職次第』弘賢の項。
- (40) 「東寺長者補任」。
- (41) 「東寺長者補任」。ただし、弘賢が職を辞退したとは聞いていないとする。
- (42) 東寺観智院本「東寺長者補任」。
- (43) 「同」。「東寺百合文書」ふ函二之三(『大日本史料』第六編之二十七)。
- (44) 「東寺文書」書函七之十二(『大日本史料』第六編之二十七)。
- (45) 『鶴岡事書日記』
- (46) 『社務職次第』弘賢の項。
- (47) 『社務記録』康永二年十月九日条。
- (48) 「頼印絵詞」
- (49) 「頼印絵詞」
- (50) 「供僧次第」
- (51) 「鶴岡八幡宮脇堂供僧次第」中の「当社社家執事次第」(『群書類従』第四輯 補任部)
- (52) 「頼印絵詞」
- (53) 註(43)「東寺百合文書」に同じ。
- (54) 続々群書類従「東寺長者補任」巻第四
- (55) 『鎌倉市史』史料編第一、六三〇号文書、一七三三号文書。『新編相州古文書』一三二一号文書等。なお、頼印関係文書については、湯山学「散逸した鶴岡八幡宮新宮の文書―別当坊遍照院をめぐって―」(『鎌倉』四八号後に『鶴岡八幡宮の中世的世界』)に詳しい。
- (56) 頼印の祈禱関係の具体的な内容については、山田邦明氏「鶴岡遍照院頼印と鎌倉府」(『関東学院大学文学部研究紀要』五八号、一九九〇年)に詳しい。
- (57) 「供僧次第」
- (58) 「西院血脈」(『続真言宗全書』)
- (59) 年未詳であるが、『醍醐寺新要録』巻七御影堂篇に「三月廿一日○當寺御影供仲玄法印若宮別當號 清淨光院」とある(醍醐寺文化財研究所編、平

成三年、法蔵館)。仲玄の名は貞治四年まで用いており、鶴岡別当就任が文和四年六月であるから、延文元年から貞治四年までの間のことと考えられる。

【附記】

葉貫磨哉先生には、鶴岡八幡宮というテーマがご縁で大変お世話になりました。先生のご生前中、何一つ恩返しできなかった私に、小稿を書く機会を下されたことに、心からのお詫びと感謝を申し上げます。

そして、衷心よりご冥福をお祈り申し上げます。